

岐阜市立長森北小学校「いじめ防止基本方針」

平成26年3月策定

平成30年4月改定

平成31年3月改定

令和元年8月改定

令和2年3月改定

令和2年4月改定

はじめに

ここに定める「岐阜市立長森北小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、同年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条、法に基づき制定した「岐阜市いじめ防止等対策推進条例」（以下「条例」という）第7条を踏まえ、平成29年3月14日に改定された国の「いじめの防止等のための基本的な方針」をもとに、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

加えて、昨年の本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策をふまえた基本方針である。

いじめ防止は、心豊かで安心安全な社会をいかにつくるのかという学校を含めた社会全体の課題であり、その対策や対応については学校における最重要課題である。いじめを生まないためには、教職員が児童理解を深め、児童がよく遊びよく学ぶ楽しい学校生活を送ることができるようにすることが大切である。教職員は、人権教育や道徳教育の充実を図り、指導力向上と組織的対応に取り組む。児童は、他者と円滑にコミュニケーションを図ることができるように、本校の4つの宝物のなかの「あいさつ」や「声かけ」を大切にして、児童会（ジュエリー隊）が中心となり、温かい仲間関係づくりに努めていく。

1 いじめの問題に対する基本的な考え

(1) 定義

法 第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものをふくむ。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

(3) いじめ解消

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

(4) 基本認識

学校の教育活動全体を通じて、次の認識を十分理解し、いじめ防止等に当たる。

- ① 「いじめは、人間として絶対に許されない」
 - ・いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。
- ② 「いじめは、どの学校でもどの子にも起こり得る」
 - ・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも「今」起きているという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。
- ③ 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」
 - ・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。
- ④ 「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」
 - ・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童生徒に対する個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としての心構え

学校の教育活動全体を通じて、次の考え方にに基づき、いじめの防止等に当たる。そして、4つの約束を共通の構えとして教育活動を進める。

かけがえのない大切な一人ひとり

～誰も一人ぼっちにさせない～

学校が児童に示す4つの約束

- ① 意味あることにがんばる子を先生たちは精一杯応援します。
→誰も一人ぼっちにさせない。
- ② 頑張ろうとする仲間の思いを否定するような言動には、先生たちみんなで指導します。
→いじめはみんなで必ず止める。
- ③ 困ったことや心配なことがあるときは、一番相談しやすい人に相談します。
→誰にでもいいからSOSを伝えて。
- ④ 相談されたら、その日のうちに立ち上がります。
→必ず24時間以内に問題解決に立ち上がる。

- ・ 児童の心身の安全・安心を最優先に考え、危機感をもって、未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・ 教職員は組織的な指導体制により対応する。
- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底できるように努める。
- ・ 「いじめをしない、させない、許さない学校・学級づくり」を進め、児童一人一人を大切にす教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・ いじめが解消されたらと即断することがないように、継続して注意を払い、折に触れて必要な指導

を行い、保護者との連携を図りながら見届けるようにする。

(6) 保護者の責務等

いじめ防止対策推進法

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及び、その設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、第三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。しかしながら、保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は、学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するよう努める。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 魅力ある学級・学校づくりの推進

- ・ 本校の4つの宝物である「あいさつ」、「時間」、「掃除」、「声かけ」を大切に、児童が温かい人間関係の中で落ち着いて活動に取り組める学校づくりに努める。
- ・ 一人一人の児童が主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感が得られるよう、学び合いを大切にして教科指導を充実させる。
- ・ 全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間とかかわり、自己肯定感や自己有用感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることのできるよう指導に努める。
- ・ 児童会活動、スマイル活動（縦割り集団活動）、特別活動を通して共感的な人間関係づくり、自発性・自治力の育成に努める。

(2) 安心感を生み出す指導

- ・ 学級や全校の良さ見つけの活動を通して、自他を大切にする温かい活動集団を育てる。
- ・ 教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷つけることが絶対に許されないことについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・ 「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

(3) 生命や人権を大切にする教育の推進

- ・ 様々な人とかかわり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう修学旅行、野外学習、農業体験活動、福祉体験活動等の心に響く豊かな体験活動を充実するように努める。
- ・ 教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自立の心、確かな規範意識等、心を育てる道徳教育を充実させる。
- ・ すべての人がかけがえのない存在として、安心感をもってくらす権利を生まれながらにもっていることを教え、人権尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。
- ・ 「いじめについて考える日」や「ひびきあいの日」の取組等を通して、児童が生命の大切さにつ

いて主体的に考える。

(4) 全ての教育活動を通じた指導

- ・ 児童に自己肯定感や自己有用感を育むような指導を進める。
- ・ 共感的な人間関係を育むような指導をする。
- ・ 自己決定の場を保障し、自己の可能性を開発するような援助をする。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・ スマートフォンや通信型ゲーム機等の取り扱いに関する指導について、教職員及び保護者の間で共通理解を図るように努める。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導をする。
- ・ インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、保護者や地域の方にも協力を得るよう啓発する。

3 いじめの早期発見・早期対応

(学校で日常的に取り組んでいる早期発見・早期対応の具体、いじめ事案発生時の初動体制についての具体)

(1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

- ・ いじめを見て見ぬふりをするのは、いじていることと同じになることを理解させる。
- ・ いじめの傍観者にならないための対応の仕方を考えさせる。
(声をかける。教職員に話す。日記に書いて伝える。心のアンケートに記入する等)

(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集の充実

- ・ 日常的な児童との対話、日記ノート、チェックシートの活用、定期的なアンケート調査の実施等で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を分析し対応に生かす。
- ・ 児童の「心のアンケート」等は、複数の教員がチェックにあたり、記述内容をより客観的に分析する。
- ・ 先生とのおしゃべり期間には、児童の行動観察をもとに、アンケートの回答以外の情報を収集するように努める。

(3) いじめの疑いのある事案に係る情報の連携体制の徹底

- ・ 教職員は休み時間の児童の様子にも気を配り、児童が安心・安全に活動できるように見守る。
- ・ いじめの疑いのある情報をつかんだ教職員は、直ちに校長、教頭、いじめ対策監に報告する。
- ・ 校長、教頭は、対策チームを組織し、教職員が情報を共有しながら、直ちに対応にあたる。

(4) 教育相談の充実

- ・ 問題解決的な教育相談とともに、全児童を対象とする開発的教育相談及び発生しそうな児童に働きかける予防的教育相談をあらゆる機会をとらえて行い、教育相談の充実に努める。
- ・ 教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢で教育相談を進める。
- ・ 問題発生時には、問題が深刻になる前に早期に対応できるように、危機意識をもって児童の相談にあたる。
- ・ 児童の変化に組織的に対応できるようにするために、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図るように努める。

(5) 教職員の研修の充実

- ・ 年度当初の職員会で、本校の「いじめ防止基本方針」についての研修を行い、教職員の共通理解を図る。
- ・ 年度当初にいじめ事案をはじめ、児童の引き継ぎを丁寧に行い、児童理解に努める。
- ・ 生徒指導上の問題について、事例を通して演習形式等で学ぶようにする。

(6) 保護者との連携

- ・ 学校の基本方針は、学校ホームページだけでなく、令和2年度からPTA総会資料「長森北のPTA」にも掲載し、PTA総会の場で周知に努める。
- ・ 学校運営協議会やPTA役員会等で、保護者や地域の方に児童に関する情報提供を積極的に依頼する。
- ・ 学校は、児童のよいところを積極的に伝えとともに、相談ごとは直接面談しながら共に考えることを大切にする。
- ・ 保護者等からの相談を真摯に受け止め、共に考え合い、よりよい解決を目指すよう努める。
- ・ いじめの疑いのある事案が発生した場合には、管理職の指導のもとに関係する児童の保護者へ確実に情報を提供する。
- ・ 保護者との関係づくりに努め、被害側の心情に寄り添いながら問題の解決にあたる。

(7) 関係機関等との連携

- ・ 全校の児童や保護者に対して、各種相談窓口を紹介し、不安や悩みが軽減・解決できるように働きかける。
- ・ いじめの疑いがある事案が発生した場合は、24時間以内に教育委員会へ報告する。
- ・ いじめを中心とする児童指導上の諸問題解決のために、問題を学校だけで抱え込むことなく、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、子ども・若者総合支援センター、民生児童委員、学校運営協議会、スクールロイヤー等との連携を大切にする。
- ・ インターネット上の誹謗中傷については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して問題解決にあたる。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

本市いじめ防止等推進条例 第10条

推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童等及びその保護者の支援並びに加害児童等の指導及びその保護者への助言
- (6) 学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該学校の校長が必要と認める事項

いじめの未然防止、早期発見・早期対応を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、次の委員により構成される「学校いじめ防止等対策推進会議」を設置する。

教職員	： 校長、教頭、（ブロック担当生徒主事）、いじめ対策監、生徒指導主事、学年主任、教育相談コーディネーター、教育相談担当、養護教諭 等
職員以外	： PTA会長、スクールカウンセラー、（スクール相談員、ほほえみ相談員） 学校運営協議会委員 等

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

「長森北小学校いじめ防止プログラム」

月	取 組 内 容	備 考
4	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会の実施 (前年度の実態と対応等の引継ぎ、今年度の方針の伝達) ・始業式、入学式において「学校いじめ防止基本方針」(以下方針)の説明といじめ対策監の紹介 ・教師による「良いこと見つけ」(児童への視点の提示) ・学校だより、ホームページ等による「方針」等の発信 ・教職員研修(生徒指導事例研修) ・家庭訪問(自宅確認)と希望面談 	「方針」の確認
5	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA総会で方針を説明 ・学校運営協議会で方針説明といじめ対策監の役割について説明 ・学級・全校での「良いこと見つけ」(継続実施) 	
6	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止週間の実施(授業や児童の取組等) ・心のアンケート(記名式)の実施 ・教育相談期間(土曜授業)での全児童との面談 ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える日 ・アセス検査の実施 ・アセス検査の分析 ・第1回教職員取組評価アンケートの実施 ・第1回「いじめ防止等対策推進会議」(外部含む) 	第1回 県いじめ調査
8	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員研修(人権教育研修・生徒指導事例研修) ・校内「いじめ防止等対策推進会議」(1学期の評価) 	
9	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だよりによる方針・取組の見直し等の公表 ・学校ホームページ等による取組経過等の報告 	
10	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート(記名式)の実施 ・教育相談期間(土曜授業)での全児童との面談 ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ・人権ライブ「人権について」(全校児童対象) 	
11	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひびきあいの日」(児童会のいじめ防止の活動) ・学校人権教育研究会(協力校として授業公開・授業研究) ・道徳の時間における情報モラル指導 ・学校運営協議会の実施 	いじめ防止月間
12	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回「教職員取組評価アンケート」の実施 ・校内「いじめ防止等対策推進会議」(2学期の評価) ・個別懇談 	第2回 県いじめ調査
1	<ul style="list-style-type: none"> ・アセス検査の実施 ・職員会(県調査の校内調査報告等) ・次年度の指導方針の検討 	

2	<ul style="list-style-type: none"> ・アセス検査の分析 ・いじめアンケート（記名式）の実施 ・教育相談期間（土曜授業）での全児童との面談 ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ・校内「いじめ防止等対策推進会議」 ・第2回「いじめ防止等対策推進会議」（外部含む） ・学校運営協議会の実施 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修（生徒指導事例研修） ・第3回「教職員取組評価アンケート」の実施（1年間の評価） ・学校だより、学校ホームページによる次年度の取組等説明 	第3回 県いじめ調査 問題行動調査(文科)

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・ 「いじめ防止等対策推進会議」で方針を確認し、事実認識や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・ いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及び対策監に報告し、24時間以内に校長の指導のもと、複数の職員と情報共有し、学年会等で組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちにより添い、安全を確保しつつ、校内いじめ防止等対策推進会議を設置し組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・ いじめの事実が確認できた、あるいは疑いがある場合には、いじめを受けた児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・ いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導にあたる。最終的には必ず校長が児童及び保護者へ指導する。
- ・ 保護者との連携のもと、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童や保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・ いじめを受けた児童に対しては、3か月は、毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ児童を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。
- ・ 同様に、いじめた側の児童生徒に対しても、保護者と連携し児童生徒の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。二次被害や再発防止に向けて中長期的に取り組む。

【大まかな対応順序】

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知、管理職への報告、情報共有、対応方針の決定、保護者への情報提供
- ② 事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ③ 24時間以内に報告様式にて教育委員会へ報告。
- ④ 必要に応じて市教委、関係機関（警察、子ども相談センター等）へ連絡
- ⑤ いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部の専門家の力を借りる）
- ⑥ いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑦ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめを受けた側の児童及び保護者への謝罪を含む）

- ⑧ 校長によるいじめた側、いじめを受けた側双方への指導
- ⑨ 関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携）
- ⑩ 3か月は校長やいじめ対策監が毎日声をかける等、経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

【別紙フロー図参照】

（２）「重大事態」と判断された時の対応

いじめにより児童の生命、人身または財産に多大な被害が生じた疑いが認められるとき、また、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときには、次のように対応する。

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査にあたる。
- この調査を行った場合には、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめ実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、学校評価において次の点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見の取組に関すること
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報の取り扱い

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要になることから、資料は学校で保管する。

- 個人調査について
 - ・ アンケートの質問票の原本等の資料の保存期間は、最低でも児童が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した資料及び調査報告書の保存期間は5年とする。
- 指導記録について
 - ・ 1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童生徒の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。
- 校種間、学年間での確実な引継ぎ
 - ・ 個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるように徹底する。